

議第58号

令和3年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和3年度山形市水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和4年9月8日提出

山形市長 佐藤孝弘